

監査公表第 659 号

定期監査（工事）の結果を受けて京都市長が講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 23 年 6 月 24 日

京都市監査委員	繁	隆	夫	
同	津	田	早	苗
同	不	室	嘉	和
同	出	口	康	雄

1 平成 22 年度定期監査（工事）（平成 22 年 12 月 10 日監査公表第 645 号）

（環境政策局－1）

指 摘 事 項
<p>イ 維持管理業務委託</p> <p>(ア) 業務委託の積算及び履行について</p> <p>設計、積算、履行において、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>a 予定価格の算出において、使用車両のリース代金を見積りの最高価格で算出したため、委託費が過大となっていた。</p> <p>b 指定日に実施する監視パトロール作業と、必要に応じて実施する凍結防止剤散布作業を区別して積算していないため、凍結防止剤散布について、その作業実績（散布時間等）に基づく精算払いを行っていなかった。</p> <p>c 凍結防止剤については、予定数量を受託者が用意しているが、未使用の凍結防止剤が生じる場合の仕様が明確になっていない。</p> <p>予定価格の算出については、業務内容に応じた適切な積算に努め、凍結防止剤の購入及び管理方法について改善されたい。</p> <p>（東北部クリーンセンター搬入路の維持管理パトロール及び凍結防止剤散布作業まち美化推進課）</p>

講 じ た 措 置

維持管理業務委託の予定価格の算出については、平成 22 年度の同業務委託の予定価格積算の際に、業務内容に応じた適切な積算に改め、使用車両のリース代金については、見積りの最低価格にて算出した。凍結防止剤散布については、作業実績に基づく精算払いに改め、凍結防止剤については、本市が調達するように改めた。

また、業務委託の積算と履行確認を適切に行うことを、平成 22 年 10 月 4 日開催の補職者会議において、所属長より補職者全員に指導を行い、各係会議を通じて全職員に周知徹底した。

さらに、環境政策局内の全所属に対し指摘事項に対する通知文を送付し、更なる周知徹底を図った。

(環境政策局－ 2)

指 摘 事 項

イ 維持管理業務委託

(イ) 再委託の承認について

委託契約書において、契約に係る業務の執行を第三者に委託する場合、あらかじめ市長の承認を得ることとなっているが、文書による承認をせず、再委託を了承しているものがあつた。

また、契約事務規則によると、事前に文書による承認を得ずに契約の相手方は義務の履行を第三者に委託することは禁止されている。

委託業務の再委託については、受託者に承認願いを提出させ、承認書を交付する等適切な事務処理を行われたい。

(平成 21 年度京都市バイオガス化技術実証研究プラント運転保守管理業務委託ほか循環企画課、まち美化推進課、施設管理課)

講 じ た 措 置

再委託に関する注意事項をまとめた平成 23 年 1 月 25 日開催の「平成 22 年度第 2 回調達事務研修・連絡会議（契約課）」資料を課内に配付し、適正な契約事務を再確認し、再委託承諾申請書を提出させること及び再委託承諾書を交付することの周知を図った。

（循環企画課）

再委託の承認ができていなかった事実を所属長にて確認した。委託業務の再委託については、受託者に承認願いを提出させ、承認書を交付する等適切な事務処理を行うことを、平成 22 年 10 月 4 日開催の補職者会議において、所属長より補職者全員に指導を行い、後日各係会議において「平成 22 年度第 2 回調達事務研修・連絡会議（契約課）」資料を配付し、全職員に周知徹底した。

（まち美化推進課）

委託業務の再委託については、平成 22 年 10 月 15 日に開催した「平成 22 年度第 3 回クリーンセンター等施設係長会」で、受託者に承諾願いを提出させるよう委託仕様書に必ず明記することや承諾願いが提出された場合においては、承諾書を交付することを周知徹底した。また、再度、平成 23 年 1 月 25 日開催の「平成 22 年度第 2 回調達事務研修・連絡会議（契約課）」会議資料を関係各課に配布し、周知した。

（施設管理課）

環境政策局として局内の全所属に対し通知文を送付し、更なる周知徹底を図った。

なお、指摘事業について、平成 23 年度は再委託を予定していないが、局内の他の再委託を要する事業について、事前承認を徹底している。

指 摘 事 項

ア 工事

(ア) 積算基準の適用範囲について

標識の設置を土木工事標準積算基準書により、道路標識設置工として積算しているが、適用できる範囲は案内、警戒、規制等の道路標識の設置、撤去工事であり、本工事で施工した標識は道路標識に該当せず、適切な積算となっていなかった。

工事内容に即した、適切な積算に努められたい。

(標識設置工事 開発指導課)

講 じ た 措 置

開発指導課においては、今回の指摘を受け、関係職員に対して周知するとともに、積算業務について再発防止のため、係内で行っていた照査を課内の土木積算経験者で行うよう体制を改善し、他の工事においても、今後、積算内容の確認を行う。

なお、平成 22 年度発注の標識設置工事においては、土木工事標準積算基準書（共通編）道路標識設置工は適用せず、設置単価について業者から見積を徴取し、適切な積算を行うよう改善を行った。

また、都市計画局においては、平成 23 年 1 月 25 日及び 26 日に都市計画局技術職員研修を実施し、局内技術職員に対し、適正な設計積算に努めるよう周知徹底を行った。

なお、工事担当課の欠席者については、別途、周知を行った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 共通仮設費等の積算について</p> <p>工事費算出及び設計変更工事費の積算において、建築工事積算関連資料集に基づき、共通仮設費計算等を行わなければならないが、次のような事例があった。</p> <p>a 取り壊しの処分費において、非飛散性アスベストの処分費は、共通仮設費計算書に計上すべきであったが、撤去工事費の中に一式計上されていた。</p> <p>b 改修工事共通仮設費計算(改修建築工事)において、現場管理費について、誤った率で積算されていた。</p> <p>c 地業工事において、地盤改良から鋼管杭に変更されたが、設計変更において不要な平板載荷試験は取り止めされていなかった。</p> <p>積算においては、積算基準等を遵守すると共に、十分なチェックを行うなど適正な積算をされたい。</p> <p>(京都市立花背小中学校(仮称)校舎・屋内運動場増築・改修工事 企画設計課)</p>

講 じ た 措 置
<p>設計担当課である企画設計課において、平成23年3月11日に所属長が工事費算出及び設計変更工事費や共通仮設費計算等の積算を十分注意して行い、適正な設計積算に努めるよう関係職員に研修を行った。</p> <p>また、本工事の設計以降の平成20年5月に「共通費算出チェックシート」を作成し、照査を行う際に、よりチェックしやすい体制に改善している。</p> <p>都市計画局では、平成23年1月25日及び26日に都市計画局技術職員研修を実施し、局内技術職員に対し、適正な設計積算に努めるよう周知徹底を行った。</p> <p>なお、工事担当課の欠席者については、別途、周知を行った。</p> <p>また、平成23年度建築工事積算関連資料集に新たに経费率表を設け、よりチェックしやすいよう改善を行う。</p>

指 摘 事 項
<p>(1) 産業廃棄物適正処理の確認方法について</p> <p>「京都市建設リサイクルガイドライン」によれば、産業廃棄物の適正処理に関しては、受注者に対し、建設リサイクル法に関する書類、リサイクル計画書、処理委託の契約書の写し、産業廃棄物管理票等のそれぞれの書類の提出を義務付け、また、産業廃棄物処理法に基づいた「産業廃棄物運搬車」及び許可業者の氏名・名称の両方の表示をした車両による積出し状況並びに受入施設における搬入前（積込時）・搬入中・搬入後の状況のそれぞれの写真の提出により確認することとされているが、その確認が不十分な事例があった。</p> <p>工事内容に応じた上記書類及び写真の提出について、特記仕様書等の設計図書に明記し、また、請負業者に内容を十分説明するなどして、適切に履行が行われるよう指導し工事担当課はその履行確認を確実にを行うよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（工事共通（施設課、電気課））</p>

講 じ た 措 置
<p>産業廃棄物適正処理方法の確認については、平成 22 年 3 月 1 日付け事務連絡「工事等における産業廃棄物適正処理の確認について」により適切な事務処理を行うよう局内の関係職員に通知し、徹底した。</p> <p>また、平成 22 年度から対象工事については、特記仕様書に受け入れ施設への資材搬入状況の写真管理について、「請負人は、産業廃棄物及び建設発生土が搬出される工事を行う場合、受入施設における搬入前・搬入中・搬入後の写真を工事写真帳に添付の上、監督職員に提出するものとする。また、産業廃棄物収集運搬車に「産業廃棄物運搬車」及び許可業者の氏名・名称の表示がなされている写真を工事写真帳に添付の上、監督職員に提出すること。」と明記し、請負業者に指導している。</p>

指 摘 事 項

(2) 提出書類の整備について

工事，工事監理及び維持管理業務委託については，それぞれについて，着工時，施工（履行）中，完了時の提出書類が定められているが，施工計画書，電気保安技術者届，下請負承諾願，業務担当者届，出勤簿，協議議事録，組立保険の写し，教育訓練の計画報告，完成図等の書類の未提出が多く見受けられた。

これについては前回監査においても指導を行ったが，監督職員が適切な確認を行うことはもとより，組織としてチェックリストを作成するなど，適切な施工管理及び履行確認体制を構築されたい。

（電気課：国際会館駅他防火戸等設置工事（電気設備）監理業務委託ほか（施設課）

講 じ た 措 置

工事，工事監理及び維持管理業務委託の提出書類の整備については，チェックリストを作成のうえ，監督職員への周知及び各施工段階におけるチェックリストでの確認を徹底し，適切に施工管理，履行確認を行っていくこととした。施設課は「工事ほか提出書類のチェックリストの運用方法について」（平成22年3月26日付）をもって，また，電気課は「平成21年度定期監査（工事）における指導事項の是正について」（平成22年4月26日付）をもって，各所属長を通じて周知徹底した。

さらに，技術監理課（旧施設課）は平成22年5月27日に，電気課は平成22年6月16日に実施した所属研修において，チェックリストの運用について改めて徹底した。

3 平成 15 年度定期監査（工事）（平成 15 年 11 月 14 日監査公表第 490 号）

（建設局－1）

指 摘 事 項
<p>(6) 見積書から設備機器の採用価格を決定するに当たって、機器掛率を適正に評価する統一した基準がなかった。</p> <p>統一した基準を作成するよう検討されたい。</p> <p>（新川排水機場維持補修工事ほか）</p>

講 じ た 措 置
<p>排水機場維持補修工事の主要機器について、平成 16 年度から見積価格及び工事請負業者が提出する請負代金内訳書に計上された価格の調査を行ってきた。</p> <p>機器掛率を比較・検討する上で十分な価格資料が揃ったことから、平成 22 年 3 月 31 日に河川整備課排水機担当で行う工事の積算に用いる機器掛率の基準を策定し、平成 22 年 4 月 1 日から適用している。</p> <p>また、この機器掛率の積算基準は過去の入札実績を基に設定していることから、毎年度見直しを行う。</p>

（監査事務局）